



定刻、事務局長より第185回山口県医師会臨時代議員会の開会が告げられ、河村会長の挨拶に移る。

開会挨拶

河村会長 代議員の皆様には、ご多忙の中、ご参集いただき誠にありがとうございます。本会の代議員の任期は、定款第15条により5月1日より2年間となっておりますので、今後2年間よろしくお願ひいたします。

本日は、定款第32条第7項に基づく次期役員等候補者を選出するための予備選挙及び日本医師会代議員・予備代議員選出のための選挙を行います。その後、令和2年度の県医師会の事業計画及び予算につきまして報告させていただきます。現状のコロナ感染症の環境の中でいろいろな会議が中止又は延期になっており、延期した会議が秋以降に開催されることに伴い、スケジュールがタイトになってくるかと思いますが、ご協力をお願いしたいと思います。

また、質疑応答につきましても、本日はいつもよりは少人数ではありますが熱い議論を期待しておりますのでよろしくお願ひいたします。

仮議長選出

河村会長 議長が選出されるまでの間、慣例により最年長議員に仮議長をお願いすることにいたしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

一拍手多数

ご賛同をいただきましたので、本日ご出席の代議員の中で最年長の木下毅議員に仮議長をお願いしたいと存じます。

木下議員、よろしくお願ひします。

—木下仮議長、議長席に着く—

木下仮議長 年長の故を以って、議長が選定されるまでの間、しばらく議長職を務めさせていただきます。仮議長を務めるのは今回で2度目となります。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

人員点呼

木下仮議長 では、選挙人の点呼をお願いします。

—事務局長、点呼を行い、代議員定数63名中、出席代議員は来場24名、書面34名であり、定足数を満たしていることを報告—

木下仮議長 ただ今の報告のように、代議員会は成立いたしました。それでは、選挙を行いますので議場を閉鎖し、代議員の方々の議場からの出入りを禁止することにいたします。

議事録署名議員の指名

木下仮議長 本日の議事録署名議員の指名を行います。西村滋生 議員、半田哲朗 議員のお二人にお願いします。

出席者

代議員

大島郡	野村 壽和 *	萩 市	玉木 英樹	県医師会
玖 珂	藤政 篤志	徳 山	津永 長門	会 長 河村 康明
熊毛郡	吉村伸一郎	徳 山	高木 昭	副会長 林 弘人
吉 南	西田 一也 *	徳 山	小野 薫 *	副会長 今村 孝子
吉 南	小川 清吾 *	徳 山	岩本 直樹 *	専務理事 加藤 智栄
吉 南	嘉村 哲郎 *	徳 山	武居 道彦 *	常任理事 萬 忠雄
美祢郡	竹尾 善文 *	徳 山	山本 憲男 *	常任理事 藤本 俊文
下関市	木下 育	防 府	山本 一成 *	常任理事 沖中 芳彦
下関市	飴山 晶 *	防 府	木村 正統 *	常任理事 中村 洋
下関市	帆足 誠司 *	防 府	村田 敦 *	常任理事 清水 暢
下関市	大谷 望 *	防 府	松村 康博 *	常任理事 前川 恵子
下関市	綾目 秀夫 *	防 府	山縣 三紀 *	理事 白澤 文吾
下関市	吉田 順一 *	下 松	山下 弘巳 *	理事 山下 哲男
下関市	赤司 和彦 *	下 松	宮本 正樹 *	理事 伊藤 真一
下関市	堀地 義広 *	岩 国 市	小林 元壯	理事 吉水 一郎
下関市	石川 豊	岩 国 市	西岡 義幸	理事 郷良 秀典
宇部市	黒川 泰	岩 国 市	桑原 直昭 *	理事 河村 一郎
宇部市	西村 滋生	山陽小野田	藤村 嘉彦	理事 長谷川奈津江
宇部市	土屋 智	山陽小野田	伯野 卓	監事 藤野 俊夫
宇部市	内田 悅慈 *	山陽小野田	白澤 宏幸 *	監事 篠原 照男
宇部市	永谷 学 *	光 市	廣田 修 *	監事 岡田 和好
宇部市	山本 一嗣 *	光 市	井上 祐介 *	広報委員 吉川 功一
宇部市	矢野 忠生	柳 井	弘田 直樹	
山口市	成重 隆博	柳 井	吉浦 宏治	
山口市	林 大資	長 門 市	半田 哲朗	
山口市	佐々木映子 *	長 門 市	天野 秀雄	
山口市	鮎川 浩志 *	美 祈 市	札場 博義	
山口市	豊田耕一郎	山口大学	杉野 法広 *	
萩 市	綿貫 篤志	山口大学	松本美志也 *	

* 書面による議決権行使する代議員

議長選定

木下仮議長 では、定款第21条第2項に基づき、「第1号 山口県医師会代議員会議長の選定」を行います。

— 事務局長 第1号を朗読 —

山口県医師会代議員会議長の候補者は矢野忠生君1人であります。

よって、選挙規則第23条第1項の規定により、矢野忠生君を当選人とすることにご賛同の方の举手を求めます。

— 事務局が举手をカウントし、議長に報告 —

举手による賛成者23名、書面出席による賛成者34名、計57名です。賛成者多数であることから、代議員会議長には、矢野忠生君の当選が確定し、選定されました。

議長 矢野忠生 宇部市

木下仮議長 ここで私の任務が終わりましたので降壇いたします。ご協力ありがとうございました。

— 木下仮議長、代議員席に戻る —

— 矢野議長、議長席に着く —

副議長選定

矢野議長 議長に選定いただき、ありがとうございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、「第2号 代議員会副議長の選定」を行います。

— 事務局長 第2号を朗読 —

ただ今の朗読にありましたように、候補者は天野秀雄君1人であります。

よって、選挙規則第23条第1項の規定により、天野秀雄君を当選人とすることに、ご賛同の方の举手を求めます。

— 事務局が举手をカウントし、議長に報告 —

举手による賛成者23名、書面出席による賛成者34名、計57名です。賛成者多数であることから、代議員会副議長には、天野秀雄君の当選が確定し、選定されました。

副議長 天野秀雄 長門市

議事運営委員の選任

矢野議長 次に会長選挙でありますが、選挙に入ります前に議事運営委員の選任についてお諮りします。委員の定数は、代議員会議事規則第4条第2項に「委員の定数は8人とし、そのうち2人は議長、副議長とする。」と規定されておりますが、いかが取り計らいましょうか。

— 議長一任の声 —

議長一任の声がありましたので、議長、副議長のほかに6人の方を私から指名させていただきます。木下毅君、津永長門君、山本一成君、小林元壯君、藤村嘉彦君、弘田直樹君にお願いしたいと思います。ご賛同の方の举手を求めます。

— 事務局が举手をカウントし、議長に報告 —

举手による賛成者23名、書面出席による賛成者34名、計57名です。賛成者多数であることから、議長、副議長のほか、ただ今、ご指名いたしました6人の議員を、議事運営委員に選任することに決定いたします。

議事運営委員	木下 毅	下関市(新)
同	津永長門	徳山(新)
同	山本一成	防府(新)
同	小林元壯	岩国市(新)
同	藤村嘉彦	山陽小野田(新)
同	弘田直樹	柳井(新)

会長候補者理事の選出

矢野議長 では、選挙に移ります。次期役員候補者を選出するため、定款第32条第7項に基づく予備選挙を行います。

矢野議長、「第3号 会長候補者理事の選出」を上程。定数1名、候補者1人であり、よって、選挙規則第23条第1項の規定により次のとおり選出し、第186回定例代議員会における会長候補者理事とすることが決定した。

会長候補者理事 河村康明 光市

副会長候補者理事の選出

矢野議長、「第4号 副会長候補者理事の選出」を上程。定数2名、候補者2人であり、よって、選挙規則第23条第1項の規定により次のとおり選出し、第186回定例代議員会における副会長候補者理事とすることが決定した。(受付順)

副会長候補者理事 加藤智栄 山陽小野田(新)
同 今村孝子 山口市

理事候補者理事の選出

矢野議長、「第5号 理事候補者理事の選出」を上程。定数14名、候補者13人であり、よって、選挙規則第23条第1項の規定により次のとおり選出し、第186回定例代議員会における理事候補者理事とすることが決定した。(受付順)

理事候補者理事 上野雄史 下関市(新)
同 前川恭子 萩市
同 清水暢 防府
同 山下哲男 防府
同 白澤文吾 山口大学
同 沖中芳彦 宇部市
同 長谷川奈津江 宇部市
同 伊藤真一 下関市
同 河村一郎 徳山
同 中村洋 山口市
同 郷良秀典 山口市
同 藤原崇 山口市(新)
同 茶川治樹 岩国市(新)

監事候補者の選出

矢野議長、「第6号 監事候補者の選出」を上程。定数3名、候補者3人であり、よって、選挙規則第23条第1項の規定により次のとおり選出し、第186回定例代議員会における監事候補者とすることが決定した。(受付順)

監事候補者 藤野俊夫 下関市
同 岡田和好 長門市
同 篠原照男 下松

裁定委員候補者の選出

矢野議長、「第7号 裁定委員候補者の選出」を上程。定数11名、候補者11人であり、よって、選挙規則第23条第1項の規定により次のとおり選出し、第186回定例代議員会における裁定委員候補者とすることが決定した。(受付順)

裁定委員候補者 守田知明
同 砂川功
同 久保宏史
同 松村茂一
同 浅山琢也
同 伊藤肇
同 平岡博
同 小金丸恒夫
同 三好正規
同 保田浩平
同 秀浦信太郎

日本医師会代議員の選出

日本医師会代議員、予備代議員の選出は、日本医師会定款施行細則第41条で都道府県医師会に委託して行うことになっている。

矢野議長、「第8号 日本医師会代議員の選出」を上程。定数5名、候補者5人であり、よって選挙規則第23条第1項の規定により次のとおり当選が確定し、選出された。(受付順)

日医代議員 加藤智栄
同 今村孝子
同 沖中芳彦
同 河村康明(新)
同 中村洋

日本医師会予備代議員の選出

矢野議長、「第9号 日本医師会予備代議員の選出」を上程。定数5名、候補者5人であり、よって選挙規則第23条第1項の規定により次のとおり当選が確定し、選出された。(受付順)

日医予備代議員 清水暢
同 山下哲男

同 伊藤 真一（新）
 同 前川 恭子
 同 長谷川 奈津江（新）

矢野議長 選挙関係の議事は終了いたしましたが、ただ今選出されました山口県医師会長、副会長、理事、監事、裁判委員につきましては、定款第31条の規定により、6月に開催される定例代議員会において選定、選任される必要がありますのでご報告いたします。

また、日本医師会代議員及び予備代議員につきましては、日本医師会定款施行細則第47条の規定により、5月31日までに日本医師会に報告することになっておりますので申し添えます。

—選挙終了—

議事（報告事項）

報告第1号 令和2年度山口県医師会事業計画の件

林副会長 県内の医療提供体制は、医師の高齢化・若年層医師の不足・医師偏在の中で地域医療構造を考え、地域の実情をよく把握しながら決定していくかなければならず、更に「医師の働き方改革」では、現状の医療供給を保ちながら労働時間の検討をするため、パラメディカルスタッフとのワークシェアリングが重要となる。特に、医師数減少の問題は山口大学と連携しつつ山口県の協力を仰ぎ、地元に根付く医師の養成につとめなければ現状の解決は困難である。これらの問題は複雑に絡み合っており、慎重かつ大胆な取組みが必要である。

山口県医師会の役割は、このような状況にある地域医療を守り、県民の健康寿命の延伸に寄与するところである。そのためにも「かかりつけ医」の活躍が望まれており、全県の医師のご協力・ご支援をお願いする次第である。

以下の10項目が重点課題である。

1. 医師会立看護学校の再建
2. 若年層医師の県内定着
3. 都市医師会・山口県医師会・日本医師会の

役割分担に基づく機敏な連携

4. かかりつけ医機能の向上
5. 山口大学との連携
6. 山口県医師会の県民への理解
7. 災害医療の実践技術の向上
8. 少子化対策としての出産・子育てへの協力
9. 健康予防事業への貢献
10. 医業の承継問題

実施事業－地域医療・保健・福祉を推進する事業

生涯教育

プロフェッショナルオートノミーの理念のもと、医師の自己研鑽が幅広く効果的に行われるよう日本医師会生涯教育制度を活用し、研修会等を開催する。特に、日本医師会生涯教育制度のさらなる推進、新専門医制度や日医かかりつけ医機能研修制度の推進等を行っていく。

医療・介護保険

令和2年度の診療報酬改定率については、ご案内の通りであるが、医療保険を取巻く問題は引き続き山積しており、広く会員の意見を反映して対応していく。県医としては個別指導に立ち会い、指導内容や指導事項が適切であるか確認を行う。また、保険委員会の中で指導医とも協議し、効果的かつ公平性のある保険指導が実施されるよう求めていく。

介護保険については、今年度は地域包括ケアシステムの推進や保険者機能の強化等を目標とする介護保険制度改革が実施され、次年度から施行の予定である。制度改革の趣旨や介護報酬等の医療機関に係わる点については広く会員への周知を図る。

地域医療

県医師会としては、地域における保健・医療・福祉の連携と、医師会が中心となった医療関係職種の連携を推進し、かかりつけ医機能を持つ診療所や病院によって担われる地域医療が環境の変化に対応しながら持続できるよう支援していく。特に、地域医療構想調整会議での議論の進み方を注視し、地域の医療の将来像を地域の医療者や住民

が描き、取り組むことができるよう支援する。

医師確保対策については、地域や診療科間の医師の偏在による医師不足の解消が課題となっているため、県医師会のドクターバンクや男女共同参画部会、専門医会等と連携をとりながら対応する。また、将来にわたる医師の確保・定着は喫緊の課題となっており、引き続き、さまざまなステージにおいて、山口県の医療環境等の魅力をPRするため、中高生の職業体験、医学生の県内定着対策に取り組む団体への支援などを行う。

地域包括ケアシステムの構築については、県医師会では、地域包括ケア担当理事会を開催し、国・県の情報及び各地域での取組事例を情報収集・情報提供し、引き続き郡市医師会の取組みを支援する助成事業を行う。

地域保健

地域保健では、妊産婦・乳幼児保健、学校保健、成人・高齢者保健、産業保健の4部門について事業を継続して実施している。

妊産婦・乳幼児保健においては、HPVワクチンについて、接種を勧奨するために対象者への積極的な情報提供を市町行政に訴えていく。

昨年度に施行された成育基本法を受けて、今年度は子どもを持つ保護者等を対象とした県民公開講座を開催し、地域における成育医療に関する取組みが強化されるきっかけづくりを行っていく。

広報・情報

対内広報活動としては、会員に対して会報を発行し、本会の方針や伝達事項などの周知徹底を図っており、緊急を要する伝達事項は、状況に応じ、インターネットと一斉FAX通信を使い分け、全会員に確実に情報を届けるよう心掛けている。

対外広報活動としては、県民に本会の施策、事業の理解を深めてもらうため、会報をホームページ上に公開するとともに、県民公開講座及びフォトコンテストの開催や報道機関との懇談会等を通じて、県民医療の向上、健康意識の啓発を目指している。また、今年度の新規事業として、県民に対して県医師会の活動に対する理解の促進を図ることを目的に、県医師会の活動報告や地域の実情

に応じたテーマによる講演並びに意見交換を行う「地域懇談会」を郡市医師会との共催により年2回程度、開催する予定である。

医事法制

医療事故が起こった際には、紛争拡大の防止及び早期解決を図るために、医事案件調査専門委員会、顧問弁護士、郡市医師会、そして会員が一体となり対応する。同時に、医療安全研修や生涯教育を通じて医学の現状把握・研修に努めるためにも、会内関係事業とも連携して、質の良い医療を提供する団体として精進する。

医療事故調査制度に伴う県内の調査支援体制(解剖及びAi)については、各施設と連携を継続して体制整備に努める。また、県内の支援団体(12団体)の中核として、「山口県医療事故調査支援団体連絡協議会」を主催し、各団体との連携強化を図り、発生する事案に対して速やかに対応するとともに当該医療機関等の院内調査の支援にあたる。

勤務医・女性医師

本県においても医師不足による医療崩壊を食い止めることにより、地域医療を確保し、県民が安心できる医療体制を構築することは喫緊の課題である。とりわけ勤務医は地域医療連携、救急医療、卒後臨床研修などで重要な役割を果たしており、その活動は医師会において地域医療再生として大いに期待されている。このため、勤務医対策として勤務医の就労環境改善への取組みや勤務医の医師会活動への参画促進を図ってきており、令和2年度においても引き続きこれらの事業を実施する。

平成30年度からスタートした新たな専門医制度については、今後、地域の医師不足や地域偏在が生じないよう行政や大学等と連携し、専攻医が地域医療に従事しながら、専門医資格が取得できるようにしていく。また、地域の実情や課題を把握している郡市医師会の勤務医理事との連携を強化するために、勤務医部会企画委員会との懇談会を開催するとともに、郡市医師会での勤務医部会設立を支援する。

今後、さらに女性医師の増加が見込まれる中、女性医師がプロ意識を持って継続的に社会に貢献し、かつ活躍するためには、未だ不十分である育児支援をはじめとした“働き方の多様性”に配慮したサポートを充実させるとともに、女性医師の積極的な医師会活動への参加を促進し指導的地位に女性が占める割合の向上が重要である。

この実現に向けて、勤務医部会との連携を強化するとともに、各都市医師会における男女共同参画に向けた事業の実施を積極的に支援していく。

医業

今年度は、医師会員の事業承継への意識をより一層深め、会員が求める連携体制の確立を検討していく。

医療従事者確保対策について、当会としては、引き続き安定した運営のための各種支援を行っていくことのほか、今年度は受験者を増やすことに焦点を当てたPR活動に力を入れる。県民の健康と医療を守るためにも、医師会立看護職員養成所は欠かすことができないものであるため、より一層の理解・支援を得るべく、県行政や関係機関に対して、引き続き働きかけを行う。さらに、学校運営の都市医師会だけでなく、県下すべての都市医師会とも課題を共有していく。

法人事業

組織

「県民と共に歩む専門職能集団」として県民の視点にたった多角的な事業を展開し、県民に求められる医療提供体制の構築に向けて努力すると共に、医師をはじめとする医療従事者が働き甲斐を持って継続的に社会に貢献できるようにしなければならない。会員一人ひとりが専門職能人としての矜持を持って積極的に医師会活動に参画・貢献できる組織であり続けるために、スピード感と透明性を図りつつ、常に向上心を持った組織を目指していく。

報告第2号 令和2年度山口県医師会予算の件

長谷川理事 平成25年度より一般社団法人に移行し、実施事業、その他事業及び法人事業の3つ

の会計区分に分けて表示している。

当期収入の総額は4億6,662万1千円で、対前年比263万7千円の増となった。支出の総額は4億5,270万で、こちらも対前年比1,148万円の増となり、当期収支差額は1,392万1千円となった。

まず、収入面だが、会費収入・入会金収入はここ数年の実績に基づいて計上した結果、前年度より減額となった。補助金収入等も勇美記念財団の助成金の廃止など21万円の減額となっている。

支出面では、毎年度の事務、事業の増加を見ながらも効率化を図りながら運営し、これにかかる予算は十分確保されている。

収入の部

大科目Ⅰの会費及び入会金収入は2億6,137万3千円であり、前年度に対して210万8千円の減となっている。予算積算に用いた会員数は2,605人で、これを前年度と比較すると第1号会員は14名減少し、235万2千円の減となり、前年度よりも0.8%の減額となった。入会金収入では、前年度の納入実績を勘案して、1,500万円を見込んでいる。当期収入総額に対する会費・入会金収入の割合は約56%となっている。

大科目Ⅱの補助金等収入については1億366万6千円で前年度より21万円の減となった。補助金収入は3,469万2千円となっており、前年度と比べて108万円の減額となっている。主な内訳は在宅医療助成勇美記念財団助成金の100万円がなくなったことである。

委託費収入は6,357万4千円となっており、前年度と比べて112万円の増である。

大科目Ⅲの雑収入は3,658万1千円である。

大科目Ⅳの特定預金取崩収入は6,500万1千円となっている。また、本年4月1日で70歳を迎える第1号会員への会館運営協力金返済等のために財政調整積立預金を取り崩し、収入に計上している。

以上の結果、当期収入合計は4億6,662万1千円となっている。

支出の部

大科目Iの実施事業費は、1億7,774万6千円で対前年比225万9千円の増額となっている。実施事業は8つの事業としている。

実施事業1の生涯教育は、1,611万5千円の計上で、生涯研修セミナーや体験学習の実施、指導医のための教育ワークショップの開催、かかりつけ医機能研修制度、専門分科会や地域医学会への

令和2年度山口県医師会予算

令和2年4月1日から令和3年3月31日まで

収入の部		支出の部		(単位:千円)	
科	目	予算額	科	目	予算額
I	会費及び入会金収入	261,373	I	実施事業	177,746
1	会費収入	246,373	1	生涯教育	16,115
2	入会金収入	15,000	2	医療・介護保険	12,294
II	補助金等収入	103,666	3	地域医療	20,781
1	補助金収入	34,692	4	地域保健	39,293
2	委託費収入	63,574	5	広報・情報	17,874
3	負担金収入	5,000	6	医事法制	7,068
4	寄付金収入	400	7	勤務医・女性医師	41,303
III	雑収入	36,581	8	医業	23,018
1	雑収入	36,581	II	その他事業	508
IV	特定預金取崩収入	65,001	1	収益	508
1	役員退職金引当預金取崩収入	15,000	III	法人事業	243,839
2	職員退職給与引当預金取崩収入	0	1	組織	39,172
3	財政調整積立金取崩収入	50,000	2	管理	204,667
4	会館改修積立預金取崩収入	1	(1)	報酬	15,130
			(2)	給料手当	100,001
			(3)	福利厚生費	21,106
			(4)	旅費交通費	16,000
			(5)	会議費	3,000
			(6)	需用費	17,750
			(7)	備品購入費	1,000
			(8)	会館管理費	14,980
			(9)	涉外費	3,000
			(10)	公課並びに負担金	12,200
			(11)	雜費	500
			IV	借入金返済支出	9,000
			1	会館運営協力金返済支出	9,000
			V	特定預金支出	21,607
			1	役員退職金引当預金支出	16,600
			2	職員退職給与引当預金支出	5,007
			3	財政調整積立預金支出	0
			4	会館改修積立預金支出	0
当期収入合計(A)		466,621	当期支出合計(C)		452,700
前期繰越収支差額		526,747	当期収支差額(A) - (C)		13,921
収入合計(B)		993,368	次期繰越収支差額(B) - (C)		540,668

助成、医学会誌の発行等、学術講演研修事業を中心である。

実施事業2の医療・介護保険は1,229万4千円の計上で、医療保険関係では適正な保険診療の確保を図るために会員指導に要する経費が中心である。また、介護保険では主治医研修会や認知症研修会の経費を計上している。

実施事業3の地域医療は2,078万1千円の計上で、保健医療計画の推進、救急・災害医療では、小児救急医療事業・警察医会関係・災害医療の経費を計上している。勇美記念財団の委託事業がなくなったことなどにより、204万5千円の減額である。

実施事業4の地域保健は3,929万3千円を計上しており、妊産婦・乳幼児保健、学校保健、成人・高齢者保健、産業保健の経費である。なお、中国地区学校保健・学校医大会の経費を新たに計上している。

実施事業5の広報・情報は1,787万4千円を計上しており、会報では会報編集発行等の経費を計上しているが、会報印刷費については17%相当分を法人会計で計上している。

実施事業6の医事法制は706万8千円の計上で、医事紛争対策、診療情報提供では、医療対話シンポジウムと同日に会議を開催するなどして会議費を削減している。なお、医事紛争対策においては、一般社団法人移行に伴い281万6千円は法人会計に計上している。

実施事業7の勤務医・女性医師は4,130万3千円で、勤務医では総会・役員会、市民公開講座、医師事務作業補助者研修会の経費、山口県医師臨床研修推進センター事業や女性医師会員対策の経費を計上している。

実施事業8の医業は2,301万8千円で、医療従事者確保対策では新規に看護学校のPR経費として120万円を計上しており、看護学院の助成やオープンキャンパス開催の助成、准看護師対象スキルアップ研修会に伴う助成なども計上している。

大科目IIのその他事業は山口県労働保険事務組合事業を収益事業の経費として計上している。また、団体扱い生命保険及びグループ保険にかかる

経費も計上している。

大科目IIIの法人事業について、1の組織は3,917万2千円を計上しており、主な内訳は表彰関係、調査研究、都市医師会との連携強化、中国四国医師会連合関係、都市医師会へ交付する公費助成制度協力費交付金、新公益法人制度事業では、先程申し上げたが医事紛争関係経費が含まれている。2の管理費は2億466万7千円で、対前年比100.4%となっている。(1)の報酬は、役員報酬・退職金、顧問弁護士・顧問会計士の報償金である。役員個別の報酬額については、医師国保組合と山福(株)が一部負担している。(2)の給料手当は0.1月分賞与が増額となっている。(3)の福利厚生費は役員・委員等にかかる業務遂行上の傷害保険料や職員の社会保険料の事業主負担分である。(4)の旅費交通費については実施事業費で支出する以外の県内外の交通費を計上している。需用費は一般経費である。また、印刷製本費には医師会報の印刷費の17%が含まれている。

大科目IVの借入金返済支出は、会館運営協力金返済支出として900万円を計上している。これは本年4月1日で70歳を迎える第1号会員並びに退会会員に対して拠出金を返済するものである。

大科目Vの特定預金支出は、2,160万7千円を計上している。これは役員退職金引当・職員退職給与引当のための預金支出である。なお、財政調整積立金・会館改修積立預金は新公益法人制度へ移行したため、積み立てていない。

以上で予算関連議案の説明を終える。

質疑応答

発熱外来について

弘田直樹 代議員(柳井) 5月18日(月) 夕方のNHKのローカルニュースで、山陽小野田医師会が発熱外来を設置したと報道されていた。詳しいところは見逃したが、発熱外来はどこの医師会も考えていたところだと思う。4月21日に県医師会で会議があった際にいろいろな意見があったことが契機になって今回の設置に至ったのか等、いろいろ聞きたいことがある。どのような経緯でつくられたのか、患者数が減ってきている今の時

期に設置するということには理由があると思うので教えていただきたい。また、行政や保健所との絡みなどについても教えていただきたい。

柳井では幸い、患者が発生していない。県が患者受入病床を増やしたいということで進めている中で、先日、保健所から発熱外来をつくってはどうかという話があったが柳井は要らないと回答したところで、このニュースを見たので、その経緯なりを教えていただきたい。

藤村嘉彦 代議員（山陽小野田） 山陽小野田医師会では、4月初め頃から検討していた。開設したのは5月18日からで、一ヶ月以上かかったということになるが、行政が入るとどうしても時間がかかる。山口県全体としてPCR検査ができる数は少なく、ましてや山陽小野田でPCR検査をすることはまず不可能であり、どのように発熱外来を続けていけるかを考えた。その時点で、多くの医療機関では発熱患者を診ており、中にはPCR検査へまわした医療機関もある。そうした中でも、かかりつけ医に電話すると「発熱の患者は診ない」と最初から断られる医療機関もないわけではないことがわかってきた。コロナ感染症の患者が少なくなってきた現状ではあるが、発熱があって医療機関を受診できないということで不安だけが大きくなってくる。そうした行き場のない患者さんの不安を取り除く目的で進めた。山陽小野田には平日夜間と休日の小児科診療をする休日夜間診療所があるので、そこを使って、昼間の2時間だけ出務し、仮に患者が発生した際に濃厚接触とならないよう簡単な診察と薬の処方を行っており、この形であれば、感染のリスクも抑えられるし、患者さんも安心できる。電話予約による2時間だけの診察であって、明らかに濃厚接触があれば相談センターへまわしてもらうことにしている。ただし、2日後ぐらいに健康チェックの電話を入れるようにはしている。

仮にコロナではないものの、肺炎の可能性が否定できない場合には、病院へ連絡して相談するルートをつくっている。

今日で4日目になるが、受診したのは一人だけである。ただし、今懸念されているのは第2波、

第3波が冬のインフルエンザの流行と同時にになると、この形態では対応できることである。これからコロナの抗原検査ができるようになれば、組み合わせて集中的にやらざるを得ないかと思っている。コロナの抗原検査に関しては、県医師会と山口県がよく相談していただいているが、なるべく山口県でも抗原検査ができるように頑張っていただきたいと思っている。

弘田代議員 2時間とは、何時から何時までか。また、開業医も順番で出務されているのか。

藤村代議員 12時30分から14時30分の診察で、受付は12時からとして、必ず電話で予約を入れてもらうようにしている。診療所を完全に休んで対応することはできないので、昼の前後で出務していただいている。

開業医の先生には手挙げで17名に参加していただき、順番に出務していただいている。耳鼻科や整形外科の先生もおられる。最初は夜間でも対応しようかという話もあったが、病院のバックアップが難しくなるので、行わないことになった。

弘田代議員 保健所からの要請はなかったのか。先生方が医師会として提案されたのか。また、保健所はどれだけ関与されているのか。

藤村代議員 医師会側からの提案であり、保健所とはほとんど話をしていない。最初から市行政と会合をもって、病院、医師会と話し合いを続けた。

弘田代議員 柳井は保健所とコンタクトをずっと取っているので、今のお話を聞くと、なんだか意外に思いながら聞いているのだが。

藤村代議員 おおよその方向性が決まったときに、市行政、保健所や宇部市医師会等と相談しながら最終的に決めた。

弘田代議員 4月に決まったのに、やはり今まで時間がかかったということになるのか。

藤村代議員 日程については、議会で補正予算が通らないと決定できないということもあって遅くなつた。

弘田代議員 どのような予算になるのか。

藤村代議員 いろいろなものを揃えるための費用も含めてになる。

弘田代議員 大変参考になった。感謝申し上げる。

木下毅代議員（下関市） 下関市でも発熱外来を4月20日から始めた。診療所で発熱等によってコロナの疑いがある患者さんを先生が車で診たり、防護具を揃えるのは大変ということで、一ヶ所でまとめてやりたいということから、夜間急病診療所の前に看護学校を解体した土地があったので、そこに消防のトリアージテントを借りて行っている。6月になれば、市が診察室が2つある感染外来用のプレハブをつくるということで準備をしている。行政との連絡は非常にスムーズで日頃から連携しており、どちらから話を持ちかけたというわけでもなく開始できた。予算はすべて市の予算になる。患者数は、平均10人弱／日、PCRへ回す人が0.8人／日くらいで、受診者0の日も今まで2日ほどあった。平日の14時～17時で、土日・祝日は当番医が対応している。協力してくれる会員だが、当番医の先生方にアンケートを行ったところ約5割の方が賛成で、残りの方には断られている。いつまで続けるか等については検討中である。

河村会長 山口県では4月の補正予算に続いて6月にも新型コロナウイルス感染症対策の補正予算を計上するようである。第2波、第3波による感染症患者の増加に備えて、発熱や風邪の症状のある患者を診療し検体採取を行う「地域外来・検査センター」の設置に対する支援が検討されている。実施主体は都市医師会で、簡易診察室、空気清浄機、パーテーション、防護具等などセンター開設のための設備整備費と検体採取・搬送に係る経費が補助対象経費として想定される。

既に設置を検討されている都市医師会もあるが、ぜひ各都市医師会で検討していただきたい。なお、設置するための支援（補助）については県医師会で集約して要望していくと考えているので、要望調査にご協力を願う。

弘田代議員 各医療圏で発熱外来を作れということ。

河村会長 確かに1医療圏に1つずつあればベストかなとは思うが、できるところが作ればそれで良いと思う。唾液を採取する方法は危険度も少なくなるので、徐々にそういう方向性に行くのではないかと思っている。

弘田代議員 県から「作ってくれ」という話にはならないのか。

河村会長 それはないと思うが、作るのが望ましいということにはなると思う。

小林元壯代議員（岩国市） 4月21日に開催された都市医師会新型コロナウイルス感染症協議会において、県健康増進課の話では、地域外来・検査センターをつくるのであれば費用の半分は国が出して残りは県が出すということであった。岩国市医師会では、それを前提にしてコロナについては、岩国医療センターがある愛宕山に大きなテントを張って、医師会員の中から手挙げで出勤を募って、PCR検査のみを行うという計画である。保健所へのPCRの検体の運搬等、あらゆる経費は県の方で負担してほしいと要望したが、「まだ委託しない。その時期にあらず」との回答があり、現在は第2波、第3波に備えるという段階である。

閉会挨拶

河村会長 先ほどは会長にご選出いただき、誠にありがとうございました。明文化されたものはないのですが、山口県医師会長の任期は2期4年というのが慣例となっておりました。私は6月の代議員会で選定されれば3期目ということで、自分の中でも何かルールを破るような感覚

がないわけでもないのですが、全国をみると2期4年で終わるという医師会はなく、少なくとも3期6年、長いところでは20年近くされている方もおられます。私自身も2期4年務めましたが、それでも全国の医師会長の顔がわかりません。個別に話を聞きたいと思っていることが多々あるのですが、顔がわからないため、なかなか対面でご教示を仰ぐことができず、各県の状況を把握することができておりません。こういったことから3期目に立候補させていただきました。

なお、県医師会としましては、現在の会館をいずれは建て替えるなければならない時がやってきますが、それに関して今後、ゆっくり時間をかけて、皆さんのお知恵をお借りしながら検討していきたいと思っておりますので、その際にはよろしくお願ひいたします。

本日はありがとうございました。

傍聴印象記

広報委員 吉川功一

令和2年5月21日、山口県医師会館にて開催された第185回山口県医師会臨時代議員会を傍聴した。コロナ禍のおり、山口県の緊急事態宣言は解除されたとはいえ、全代議員のうち出席は24名、残り34名は書面にて議決権行使する（会議は欠席）という過去に例のない形での開催となった。結果、会議室内の人数は減り、social distancingが守られた形である。会長をはじめ県医師会の役員、代議員、その他すべての出席者が一人残らず全員マスクを付けての出席で印象的であった。

はじめに河村康明 会長の挨拶ののち、最年長代議員である木下 毅 代議員（下関市）が仮議長を務められる中、代議員会議長に矢野忠生 代議員（宇部市）、代議員会副議長に天野秀雄 代議員（長門市）、議事運営委員6名（+議長・副議長の計8名で運営）が選定され、以後、矢野議長の進行のもと議事が進行した。

続いて、次期山口県医師会役員等の選挙が行われ、順次、河村康明 会長候補者理事、加藤智栄・今村孝子 両副会長候補者理事、理事候補者理事

13名、監事候補者3名、裁定委員11名、日本医師会代議員5名、日本医師会予備代議員5名が選出された。非常に肃々と選挙は進行し、ある種、県医師会の結束力のようなものを感じた。

次に議事、報告事項に移った。報告第1号として、林 弘人 副会長より令和2年度山口県医師会事業計画についての報告が行われた。新型コロナウイルスが猛威を振るい山口県医師会でも日常的に感染症対策に取り組む必要があること、県内の医療提供体制は医師の高齢化・若年層医師の不足・医師偏在などの問題を抱えること、更に「医師の働き方改革」にも取り組む必要があることなどの課題があるが、山口県医師会の務めはこのような状況下での地域医療を守り、県民の健康寿命の延伸に寄与するところであり、かかりつけ医の活躍、全県の医師のご協力・ご支援をお願いしたいとの序言に始まった。続いて、県医師会事業計画の8本の柱（1.生涯教育、2.医療・介護保険、3.地域医療、4.地域保健、5.広報・情報、6.医事法制、7.勤務医・女性医師、8.医業）についてそれぞれ細かく説明がなされた。

個人的に印象に残った事項としては、今年度予

定されている介護保険制度改革の件、小児インフルエンザワクチン予防接種の費用助成への働きかけ・HPVワクチン接種勧奨の行政への積極的働きかけ、広報・情報の新規事業である「地域懇談会」（県民に対して県医師会の活動への理解促進をはかるべく年2回、都市医師会と共に）などがあった。

引き続き、報告第2号として、長谷川奈津江理事より令和2年度山口県医師会予算についての報告が行われた。当期収入合計466,621千円、当期支出合計452,700千円でともに増、収支差はプラス13,921千円。収入では会費収入が減、補助金等収入が微減、委託費収入が増、といったところである。支出では生涯教育、地域保健、勤務医・女性医師、医業といった事業予算が増えている様子。会費収入が2,108千円減となっているところは、やや寂しく感じた。

最後に質疑応答であるが、質問はズバリ一つ、やはりコロナウイルス感染症についてであった。柳井の弘田直樹代議員より「山陽小野田市に発熱外来が5月18日に開設されたが、その開設に至った経緯、行政や保健所との関係、予算などについてお聞きしたい」との質問で、山陽小野田の藤村嘉彦代議員よりまず回答がなされた。保健所の相談窓口はなかなか電話もつながらず、ごく一部ではあるが発熱患者の診察を断る動きもあり、患者の不安は増大する一方といった状況の中、山陽小野田医師会側から行政（市）に働きかけ、市と医師会で協議して開設したことであった。保健所（管轄は宇部環境保健所）は協議には関わっていないこと、市の予算を使うため、その決議に時間を要して、4月に話を始めたものの実際に開設できたのは感染拡大のピークを過ぎた5月18日になってしまったことなどが説明された。休日診療所の設備を利用して平日昼休みの時間帯に（12：30～14：30の2時間電話予約制）、手を挙げてくれた開業医

17名が持ち回りで昼休みに出向・診療の体制となっているとのことであった。また、下関市の木下毅代議員からも下関市の発熱外来についての説明がなされた。下関市は医師会・行政の協力体制の下、全額、市の予算で開設しているとのことであった。山陽小野田と同様、診療は開業医による持ち回り体制で、市医師会員の約半数が協力しておられるようである。さらに、岩国市の小林元壯代議員から、岩国市では保健所ルートとは別に独自にPCRを行える体制を整えようと県に予算申請したが、県側にはPCR検査を委託する意向はなく断られてしまった事例が報告された。まさに各都市医師会それぞれ手探りで必死に対策しようと奮闘されている姿が垣間見えた。

私自身ずっと感じていたことであるが、自院を守るべく院長としていかなる診療上の対策を行うべきか試行錯誤するも迷うことだらけで、送られてくるのは厚労省から大量に届く実用性に乏しいきわめて杓子定規な事務的FAXだけ、さらにはすべての医師会行事や研究会などは中止で会員同士の情報交換もままならない状況・・・やはり所属の都市医師会が率先して対策を講じる動きをしてくれるのはとてもありがたいことである。

最後に河村会長より、コロナ対策のための都市医師会を対象にした追加の県予算が計上される動きがあること、現時点で県として発熱外来設置指示の予定はないものの、できれば設置が望ましいことなどの説明があった。

コロナ禍にあえぐ令和2年であるが、まさに今こそ県医師会・都市医師会の一致団結した対応・協力が試される時であるという思いを強くする質疑応答であった。5月21日現在、感染は沈静化しつつあるが、懸念される第2波、第3波に備えてすべての医師が協力して気を緩めることなく今後も対策を講じていかねばなるまい。